

介護分野における経済危機対策 (平成21年度補正予算(案))

福祉・介護人材確保対策に関する説明会資料

平成21年6月3日

厚生労働省老健局

介護分野における経済危機対策 (平成21年度補正予算(案))

目次

1. 介護基盤の緊急整備等について	1
2. 介護職員処遇改善交付金等について	
(1) 都道府県の事務作業内容・事務手順	38
(2) 交付金の執行方針	43
(3) 基金条例案	46
3. 現任・新規介護職員等の研修支援・養成	
(1) 代替職員の確保による現任介護職員等の研修支援事業について	48
(2) 新規介護職員の養成について	54
4. 地域相談体制の強化	58

介護基盤の緊急整備関係

介護基盤緊急整備等臨時特例基金（仮称）による事業
（介護基盤緊急整備等臨時特例交付金）の概要

1. 趣 旨

現下の経済・雇用情勢の中、介護機能強化と雇用の創出が緊急に求められていることを踏まえ、「未来への投資」として、都道府県に基金を造設し、各地域において将来必要となる介護施設、地域介護拠点の緊急整備等を行う。

2. 交付金の規模

平成21年度補正予算額 合計約2,495億円

3. 交付金の交付先

交付金は都道府県に対し、その申請に基づいて交付する。

なお、交付金は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の適用の対象とする。

4. 交付金事業の実施

交付金は、平成21年度に基金を造成することを目的として都道府県に交付し、造成された基金を活用して、支出することができるものとする。

なお、基金解散時に残余財産が生じた場合は、国庫に納付（返還）する。

※ 基金を造成するため、各都道府県において平成21年度の可能な限り早期に基金にかかる条例等の制定を行う。

5. 交付対象事業

国から交付された交付金の財源を活用し、別紙1の事業（以下「特別対策事業」という）。を実施するため都道府県に基金を造成する。

(1) 特別対策事業の内容

詳細は、介護基盤緊急整備等臨時特例交付金特別対策事業一覧（別紙1）を参照。

ア 介護基盤の緊急整備特別対策事業

イ 既存施設のスプリンクラー整備特別対策事業

(2) 特別対策事業の対象とならない事業

次に掲げる事業は、特別対策事業の対象としない。

- ① 既に実施している事業
- ② 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業
- ③ 土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業
- ④ 職員の宿舎、車庫又は倉庫の建設にかかる事業
- ⑤ その他施設等整備に関する事業として適当と認められない事業

(3) 都道府県からの助成

各都道府県は、管内市町村から提出された基金管理運営要領の第2の(3)基金事業の実施に定める特別対策事業実施計画を審査の上、適当と認められる事業に対して助成を行う。

6. 交付額の配分方法

各都道府県からの協議に基づき、配分する予定（別紙2参照）。

なお、協議については、

- ① 第一次協議：第4期事業計画分＋「上乗せ整備分」＋既存施設スプリンクラー整備分で配分する予定。
- ② 第二次協議：「上乗せ整備分」分等について配分する予定（平成21年度内）。
の2回に分けて行うことを予定している。

7. 補助率

定額

介護基盤緊急整備等臨時特例交付金 特別対策事業一覧

項目	対象施設等	事業内容	実施主体
1. 介護基盤の緊急整備特別対策事業	①小規模施設（定員29名以下） <ul style="list-style-type: none"> ・小規模特別養護老人ホーム ・小規模老人保健施設 ・小規模ケアハウス(特定施設) 〔以上3施設はユニット型を基本とするが、地域における特別な事情も踏まえるものとする〕 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・認知症対応型デイサービスセンター ・夜間対応型訪問介護ステーション ・介護予防拠点 ・地域包括支援センター ・生活支援ハウス(離島振興法等に基づくものに限る) 	左記の小規模施設等の創設や増設に対して、工事費等の必要経費を助成。	市町村
2. 既存施設の sprinkler 整備特別対策事業 ※ 設置主体が地方公共団体等であるものを除く。	①広域型施設 <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・老人保健施設 ・養護老人ホーム ・老人短期入所施設(併設を含む) ②有料老人ホーム (主として要介護状態にある者を入居させるものに限る)	消防法施行令改正に伴い sprinkler 設置が義務付けられた左記施設のうち、既存施設であって sprinkler 未設置の施設が整備を行う場合、経費を助成。	都道府県
	③小規模多機能型居宅介護事業所 (275㎡以上であり、かつ、要介護度3以上の者が常時宿泊するもの等に限る)	設置義務はないが、利用者が安心してサービスの利用ができるよう、既存施設であって sprinkler 未設置の事業所が整備を行う場合、経費を助成。	市町村

介護基盤緊急整備等臨時特例交付金の配分方法等について

1. 予算額	約 2,495億円
(1) 介護基盤の緊急整備特別対策事業	約 2,212億円
(2) 既存施設のスプリンクラー整備特別対策事業	約 283億円

2. 予算額の配分基礎単価

(1) 介護基盤の緊急整備特別対策事業	約 2,212億円
---------------------	-----------

「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」における「面的な配置構想に基づく対象施設等」と同じ施設等。

ア 一床あたりの単価設定

- ・ 小規模（定員29人以下）の特別養護老人ホーム 350万円(※)×定員数
- ・ 小規模（定員29人以下）の（特定施設入居者生活介護の指定を受ける）ケアハウス 350万円(※)×定員数

イ 一施設あたりの単価設定

- ・ 小規模（定員29人以下）の老人保健施設 4,375万円(※)／一施設
- ・ 認知症高齢者グループホーム 2,625万円(※)／一施設
- ・ 小規模多機能型居宅介護拠点（事業所） 2,625万円(※)／一施設
- ・ 認知症対応型デイサービスセンター 1,000万円／一施設
- ・ 夜間対応型訪問介護ステーション 500万円／一施設
- ・ 介護予防拠点 750万円／一施設
- ・ 地域包括支援センター 100万円／一施設
- ・ 生活支援ハウス（離島振興法等に基づくものに限る） 3,000万円／一施設

※ 平成21～23年度の3年間に限り、単価増を行うもの。

(2) 既存施設のスプリンクラー整備特別対策事業	約 283億円
--------------------------	---------

ア 対象施設（設置主体が地方公共団体等であるものを除く。）

- ・ 広域型施設：特別養護老人ホーム、老人保健施設、養護老人ホーム、老人短期入所施設
 〔併設を含む〕
- ・ 有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものに限る）
- ・ 小規模多機能型居宅介護事業所（275㎡以上であり、かつ、要介護度3以上の者が常時宿泊するもの等に限る）

イ 単価設定

面積要件	㎡当たりの単価
275㎡以上～1,000㎡未満の場合	9千円/㎡ × 面積
1,000㎡以上の平屋建ての場合	17千円/㎡ × 面積

3. 都道府県基金造成のための配分方法

各都道府県からの協議に基づき、次の方法により配分する予定。

(1) 介護基盤の緊急整備特別対策事業

$$\text{約} 2,212 \text{ 億円} \times \frac{\text{当該都道府県の第4期中における所要見込み額}}{\text{全国の第4期中における所要見込み額}}$$

※ 第4期中における所要額 = 第4期事業計画（平成21～23年度）の所要見込み額
+ 「上乗せ整備分」の所要見込み額

(2) 既存施設のスプリンクラー整備特別対策事業

$$\text{約} 283 \text{ 億円} \times \frac{\text{当該都道府県の経過措置期間（23年度末まで）における所要見込み額}}{\text{全国の経過措置期間における所要見込み額}}$$

4. 都道府県と市町村事業の配分について

都道府県は、1. (2) の事業において、都道府県が事業主体となる事業（別紙2の2の①及び②）と市町村が事業主体となる事業（別紙1の2の③）との配分割合については、地域の実情に応じて、管内市町村との協議を行った上で、決定することとする。

介護基盤緊急整備等臨時特例基金（仮称） の実施に係る事務の流れ（案） （予算科目：介護基盤緊急整備等臨時特例交付金）

【都道府県】（都道府県事業の実施と広域調整）

基金条例制定／基金積立

- 都道府県特別対策事業実施計画の策定（H21年度にH23年度末までの3年間分の計画を策定）
- 市町村特別対策事業実施計画書の取りまとめ（H21年度にH23年度末までの3年間分の管内市町村の計画の取りまとめ）
- 基金事業計画の策定（H21年度にH23年度末までの3年間分の基金の取崩計画）
- 市町村からの交付申請に基づく基金の取崩し、支出
- 都道府県特別対策事業の実施状況報告の作成
- 市町村特別対策事業実施状況報告の取りまとめ
- 必要に応じ基金事業計画の見直し

【市町村】（市町村事業の実施）

市町村特別対策事業実施計画の策定（H21年度にH23年度末までの3年間分の計画を策定）

毎年度、市町村特別対策事業（補助金）の交付申請書の作成

毎年度、市町村特別対策事業（補助金）の実施状況を報告

市町村特別対策事業実施計画書の提出

市町村特別対策事業（補助金）の交付申請書の提出

市町村特別対策事業実施状況報告の提出（補助金実績報告）

毎年度

交付申請に対する交付決定
補助金の確定

事業説明・情報提供

小規模施設

1 ①事業
2 ③事業

【事業者】

- 実施計画策定、補助金申請書作成、実績報告書作成

毎年度

臨時特例交付金の交付申請
特別対策事業実施状況報告

臨時特例交付金の交付決定

2 ①事業
2 ②事業

小規模施設以外

【厚生労働省】 臨時特例交付金（H21年度補正予算計上）

- 臨時特例交付金の骨格作成
- 特別対策事業の実施方法（事業メニュー）の提示
- 基金条例（参考例）の提示
- 交付金交付要綱の作成・提示
- 基金運営要領の作成・提示
- 交付金に関するQ&Aの作成、その他事業実施に係る照会等への対応
- 実施状況報告の受理・内容確認 等

都道府県及び市町村が策定する特別対策事業実施計画

※1 都道府県及び市町村は、平成21年度に特別対策事業実施計画を策定

※2 市町村は策定した特別対策事業実施計画を平成21年度に都道府県に対して報告

事業名	21年度	22年度	23年度	計
1. 介護基盤の緊急整備特別対策事業 ①小規模〔定員29名以下〕施設 ・小規模特別養護老人ホーム ・小規模老人保健施設 ・小規模ケアハウス ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 等	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
2. 既存施設（※）のスプリンクラー整備 特別対策事業 ①広域型施設（特養・老健・養護老人ホーム、短期入所） ②有料老人ホーム （主として要介護状態にある者を入居させるものに限る） ③小規模多機能型居宅介護事業所	〇〇千円 〇〇千円 〇〇千円	〇〇千円 〇〇千円 〇〇千円	〇〇千円 〇〇千円 〇〇千円	〇〇千円 〇〇千円 〇〇千円
※ 設置主体が地方公共団体等であるものを除く。				
計	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円

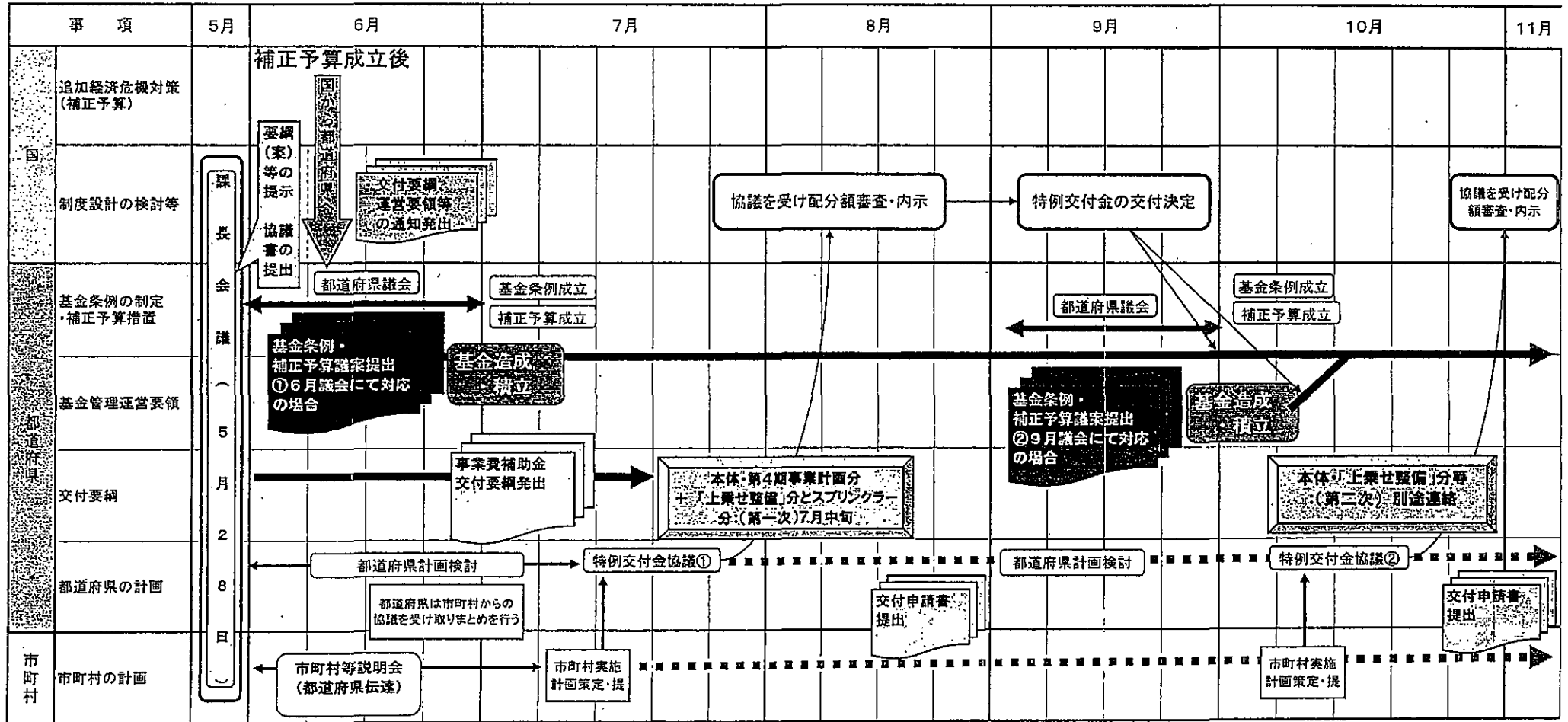
都道府県が策定する「基金事業計画」

- ※1 都道府県は、都道府県の特別対策事業実施計画及び管内市町村から報告された市町村特別対策事業実施計画に基づき、平成21年度に基金事業計画を策定
- ※2 都道府県は、前年度の実施状況報告及び当該年度の交付申請等を勘案し、必要に応じて基金事業計画を変更

事業名	21年度	22年度	23年度	計
(都道府県事業分) 事業メニュー-2①・2②	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
(※市町村事業分) 事業メニュー-1①・2③	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
計	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円

※都道府県が基金を取崩して、市町村の整備計画に対して補助する

介護基盤緊急整備等臨時特例交付金に基づく基金スケジュール



※ 今後、変更があり得るものである。

平成21年度介護基盤緊急整備等臨時特例交付金交付要綱（案）

（通則）

- 1 介護基盤緊急整備等臨時特例交付金（以下「交付金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

- 2 この交付金は、現下の経済・雇用情勢の中、介護機能強化と雇用の創出が緊急に求められていることを踏まえ、「未来への投資」として、都道府県が設置する基金に必要な経費を交付することにより、各地域において将来必要となる介護施設、地域介護拠点等の緊急整備や既存施設におけるスプリンクラー整備を支援することを目的とする。

（交付対象事業）

- 3 この交付金は、平成21年●●月●●日老発第●●●●●●号厚生労働省老健局長通知の別紙「介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領」（以下「運営要領」という。）に基づいて、都道府県が行う基金の造成（以下「事業」という。）に必要な経費を交付の対象とする。

（交付額の算定方法）

- 4 この交付金の交付額は、次の（1）及び（2）により算定された額の合計額と運営要領に定める介護基盤の緊急整備特別対策事業及び既存施設のスプリンクラー整備特別対策事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額の合計から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、こ

れを切捨てるものとする。

(1) 介護基盤の緊急整備特別対策事業分

次により算定するものとする。

$$221,216,389 \text{千円} \times \frac{\text{当該都道府県の第4期中における所要見込み額}}{\text{全国の第4期中における所要見込み額}}$$

※ 第4期中における所要見込み額は、次により各都道府県が算出する。

第4期事業計画（平成21～23年度）の所要見込み額

+ 「上乗せ整備分」の所要見込み額（厚生労働大臣が必要と定めた額）

(2) 既存施設のスプリンクラー整備特別対策事業分

次により算定するものとする。

$$28,254,571 \text{千円} \times \frac{\text{当該都道府県の経過措置期間（23年度末まで）における所要見込み額}}{\text{全国の経過措置期間における所要見込み額}}$$

(交付金の概算払)

5 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(交付の条件)

6 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(3) 事業が完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

(4) 事業に係る経理と他の経理は区別しなければならない。

(5) 交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式3による調書を

作成し、これを事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

- (6) 基金は善良な管理者の注意をもって管理し、2の目的に反して、基金を取り崩し、処分及び担保に供してはならない。
- (7) 都道府県は、毎年度基金事業に係る経理の精算終了後、別に定めるところにより、事業実施報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
- (8) 基金を解散する場合には、解散するときに保有する基金の残余额を厚生労働大臣に報告し、その指示を受けて国庫に納付しなければならない。
- (9) 基金の解散後においても、助成事業者からの返還が生じた場合には、これを国庫に納付しなければならない。

(申請手続)

- 7 この交付金の交付の申請は、別紙様式1による申請書に関係書類を添えて、平成22年2月21日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(実績報告)

- 8 この交付金の事業実績報告は、基金設置後速やかに（6の（2）に掲げる条件により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日）又は平成22年●●月●●日のいずれか早い日までに別紙様式2による報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(交付金の返還)

- 9 厚生労働大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 10 特別の事情により4、7及び8に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(別紙様式 1)

第 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 〇〇 〇〇 殿

都道府県知事 〇〇 〇〇 印

平成 21 年度介護基盤緊急整備等臨時特例交付金
(介護基盤緊急整備等臨時特例基金) の交付申請について

標記について、関係書類を添えて次のとおり申請する。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 基金造成経費所要額調書 (別紙 1)
- 3 基金造成事業計画書 (別紙 2)
- 4 添付書類
 - (1) 歳入歳出予算 (見込) 書抄本
 - (2) その他参考となる書類
 - ・ (参考様式) 特別対策事業計画内訳表